**平成２６年（フ）第３５４号**
兵庫県尼崎市栗山町１丁目８番10―301号
債務者　大橋志都華
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第６０号**
山口県周南市大字大河内184番地の３
債務者　馬酔　陽介
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第３３号**
徳島県阿南市那賀川町中島1380番地15　メゾネットさくらＢ号室
債務者　戎田　敏廣
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２６年（フ）第４１４号**
北九州市小倉南区横代東町１丁目１番１―404号
債務者　伊庭裕子こと　李　　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第４５７号**
北九州市小倉北区香春口２丁目９番24号　福栄荘２号
債務者　中嶋　美夫
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第２３号**
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内42番地５　１号室
債務者　迎　　吉光
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２６年（フ）第４８０号**
神戸市長田区重池町１丁目５番６号　コート上沢214号
債務者　佐藤　巨樹
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５６５号**
神戸市北区甲栄台４丁目７番60―13号
債務者　古賀　征男
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５６６号**
神戸市北区甲栄台４丁目７番60―13号
債務者　古賀美由子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５７７号**
神戸市灘区新在家南町１丁目１番１―1108号
債務者　潘房子こと　小濵フサ子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５８７号**
神戸市垂水区福田２丁目１番３―201号、従前の住所神戸市垂水区舞子台２丁目９番30―121号
債務者　井口　豊実
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第６０４号**
神戸市須磨区妙法寺字谷野10番地の１　妙法寺ハイツＣ―105号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字蓮池377番地の５
債務者　土江　芳宏
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第６０６号**
神戸市中央区旭通３丁目３番16―810号
債務者　川﨑　雅裕
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第６１１号**
神戸市長田区滝谷町２丁目５番４号
債務者　小塩　哲子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４４号**
兵庫県淡路市志筑51番地２、住民票上の住所兵庫県淡路市志筑82番地１
債務者　荒川　順子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１８０号**
佐賀県神埼市神埼町永歌1929番地２セトルエレガンＤ204
債務者　江口由紀子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５７号**
熊本県荒尾市宮内出目706番地、前住所熊本県荒尾市宮内844番地10
債務者　清水　敬文
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部